

# 1 新型コロナウイルス感染症対策

## (4) 財政措置の確保・拡充等

### 国への提案事項

#### 1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の継続等

- 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症に係る課題が収束するまでの間は、各都道府県が感染拡大の防止対策や信用保証協会への損失補償を含めて経済・雇用情勢等に対して、引き続き迅速かつ的確に対応できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」等、地方団体において必要となる財源について、積極的に財政措置を行うとともに、基金への積立要件の弾力化など、柔軟で弾力的な運用を図ること。

#### 2 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充

- 令和3年度以降においても、新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが想定されることから、積極的疫学調査に係る人員の確保等、新型コロナウイルス感染症に係る喫緊の課題に対応するための事業について対象に加える等、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の対象の拡大を行うこと。

#### 3 減収補填債の対象税目の拡充

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで景気に対して安定的とされてきた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念され、地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれるため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税などを減収補填債の対象に追加すること。

【提案先省庁：内閣府，総務省，財務省，厚生労働省】

# 1 新型コロナウイルス感染症対策

## (4) 財政措置の確保・拡充等

### 現状／広島県の取組

- これまで、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」などを最大限活用することで、累計1,349億円の予算を編成し、新型コロナウイルス感染症緊急対応策を実施している。加えて、国が主導した実質無利子・無担保融資の実施に伴い、信用保証協会に対する損失補償の債務負担行為を設定しているところである。
- 本県では、平成30年7月豪雨災害への対応などに伴い多額の財政調整基金を活用したことから、基金残高は大きく減少し、非常に厳しい財政状況となっている。このため、緊急対応策の実施にあたっては、全事業を対象とした見直しを行うことなどによって、その財源を捻出したところである。

### ■ 新型コロナウイルス感染症緊急対応に係る予算額

(単位:百万円)

新型コロナウイルス感染症 緊急対応6つの柱	累 計 額
感染拡大防止対策	15,023
医療提供体制の確保	33,782
3密を避けた事業継続と雇用維持	(債務24,472) 60,695
安心・安全な県民生活	14,221
教育機会の確保	3,711
新しい生活様式を踏まえた経済活動の安定的発展	6,511
一般会計 計	(債務24,472) 133,942
特別会計 計	228
公営企業会計 計	746
合計	(債務24,472) 134,916

※ 数値はR元年度からR2年度9月補正予算後までの累計額

### 課 題

- 新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後も、各都道府県において感染拡大の防止対策や経済・雇用情勢等に時機を逸することなく迅速かつ的確に対応する必要がある。
- 一方で、本県では、非常に厳しい財政状況にあることから、県単独で十分な新型コロナウイルス感染症対策を実施することは困難である。
- また、信用保証協会に対する損失補償については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の対象となっていないことから、損失補償が発生した場合に財政措置が必要である。
- このため、令和3年度以降においても、新型コロナウイルスに係る課題が収束するまでの間は、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」など地方団体において必要となる財源について、積極的な財政措置とともに、柔軟で弾力的な運用が必要である。

# 1 新型コロナウイルス感染症対策

## (4) 財政措置の確保・拡充等

### 現状／広島県の取組

- 感染拡大防止対策や医療提供体制の整備を行うために、医療分では393億円、介護・福祉分では168億円の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の活用を見込んでいる。

(単位:億円)

	活用見込額	申請額	交付決定額
医療分	393	393	307
介護・福祉分	168	132	132
合計	561	525	439

### ■ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の状況

○ 対象となっていない事業等	
【積極的疫学調査に係る人員の確保】	今後、複数のクラスターが発生した場合に備え、積極的疫学調査に係る人員確保のために、県・市町保健師の相互応援を行う予定としているが、派遣に伴う人件費が対象となっていない。
【一般医療機関への医療資材の配付】	当県では、新型コロナウイルス感染症に対応した医療機関に対して、必要に応じて医療資材を配付することとしているが、一般医療機関への医療資材の配付は包括支援交付金の対象となっていない。
【医療資材の備蓄体制の整備】	当県では、一定量の医療資材を備蓄することとしているが、保管するスペースが確保できていないため、既存施設を備蓄倉庫として改修する等の対応が必要になることが見込まれる。
【PCR検査の検査経費】	PCR検査の試薬代については、「感染症予防事業費等国庫補助金」の対象となっているが、補助率は事業費の2分の1であり、地方負担が発生している。今後さらに負担額の増大が見込まれる。 (参考:R2予算額 342,360千円)

### 課題

- 今後も新型コロナウイルス感染症の影響が続くことが予測される中で、地方自治体が地域の感染拡大防止対策や医療提供体制の整備について、柔軟な対応をしていくためには、令和3年度以降の緊急包括支援交付金による支援の継続と増額が必要である。
- 緊急包括支援交付金については、用途が限定されており、積極的疫学調査に係る人員の確保や一般医療機関への医療資材の配付等、新型コロナウイルス感染症に係る喫緊の課題に対応するための経費の中でも、対象項目となっていないものがある。
- PCR検査に係る経費については、全額を緊急包括支援交付金の対象とする等、地方自治体の財政に負担が生じないような措置を講じること。

# 1 新型コロナウイルス感染症対策 (4) 財政措置の確保・拡充等

## 現状

- 令和2年度の県税等について、現時点での試算では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、当初予算と比較して、221億円の減収が見込まれる。
- このうち一定程度は減収補填債等を発行することにより補填されるものの、地方消費税などの税目については減収補填債の対象となっていないため、財政運営上の支障が生じる恐れがある。

### ■ R2年度県税等の見込

(単位:億円, %)

区 分	R2年度			
	当初予算 A	税収見込 B	増減額 B-A	増減率 B/A
県 税 等	3,605	3,384	▲ 221	93.9
うち地方消費税	1,298	1,219	▲ 79	93.9

※1 税収見込はR2年6月末の調定実績等を基に推計

※2 県税等は、県税、地方消費税清算金及び地方譲与税の合計から、税の市町等交付金を差し引いたもの

※3 うち地方消費税は、地方消費税と地方消費税清算金収入の合計から、地方消費税清算金支出を差し引いたもの

### 参考 1世帯あたり消費支出の対前年同月実質増減率の推移

R2.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
▲ 3.9 %	▲ 0.3 %	▲ 6.0 %	▲ 11.1 %	▲ 16.2 %	▲ 1.2 %	▲ 7.6 %

※ 総務省「家計調査報告」(R2.9.8)から

過去最大の落ち込み

## 課 題

- 現行の減収補填債については、景気の動向に税収が左右されやすい法人2税や特別法人事業譲与税などが対象税目とされている。
- しかしながら、新型コロナウイルス感染症は、過去に例を見ない著しいマイナスの影響を与えており、これまで景気に対して安定的とされていた税目にも、想定を超える大きな減収が生じることが懸念される。
- 特に、地方消費税については、都道府県税の約3割を占める基幹税であり、その減収は地方財政の安定的な運営に大きな支障を生じさせることが見込まれる。
- このため、少なくとも、今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税などを減収補填債の対象に追加する必要がある。